

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（食品中の農薬等（アクリナトリン等6品目）の残留基準設定）に関する御意見の募集について寄せられた御意見について

平成31年2月
厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 基 準 審 査 課

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」のうち食品中の農薬等（アクリナトリン等6品目）の残留基準設定について、平成30年10月31日から平成30年11月29日まで、厚生労働省のホームページを通じて御意見を募集したところ、5件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、別添のとおりです。今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。